第３１回 広島市地域公共交通活性化協議会（書面審議）

配布資料

（第１号議案）交通不便地域の指定申請について

- 資料１－１　交通不便地域の指定申請について
- 資料１－２　交通不便地域指定申請書（案）

（第２号議案）広島市地域公共交通計画の一部改定について

- 資料２－１　広島市地域公共交通計画の一部改定について
- 資料２－２　広島市地域公共交通計画（本体）
 地域公共交通確保維持事業の補助対象路線等一覧
- 資料２－３　広島市地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和９年度）
- 資料２－４　令和８年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会
 陸上交通分科会（書面審議）審議結果

広島市地域公共交通活性化協議会委員

令和８年７月１日現在

所　属・氏　名		備　考
広島大学大学院先進理工系科学研究科 特任教授	藤原　章正　◎	学識経験者
広島工業大学工学部環境土木工学科 教授	伊藤　雅　　○	
広島市道路交通局 公共交通政策部長	橋本　英士	地方公共団体
西日本旅客鉄道㈱中国統括本部広島支社 副支社長	村井　孝至	公共交通事業者等
広島高速交通㈱ 常務取締役	藤川　宜陽	
広島電鉄㈱ 執行役員 交通政策本部長	玉田　和	
広島県バス協会 専務理事	赤木　康秀	
広島県タクシー協会 専務理事	山口　昭博	
広島県旅客船協会 専務理事	迫田　武利	
㈱広島バスセンター ターミナル事業本部長	井上　京子	
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 副所長	鶴田　真郎	道路管理者
広島市道路交通局 道路管理課長	余頃　里江	
広島県土木建築局 港湾振興課長	吉牟田　修	港湾管理者
広島県警察本部交通部 交通規制課長	小田　則雄	公安委員会
広島市社会福祉協議会 会長	田村　興造	地域公共交通の利用者
広島消費者協会 理事	向久保　亨	
国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課長	福岡　祐樹	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
国土交通省中国運輸局交通政策部 交通企画課長	只埜　恵里香	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	藤本　陽	
広島県地域政策局 公共交通政策課長	水本　全彦　●	
広島市都市整備局 みなと振興課長	河井　雅奈子	

◎：会長　　○：副会長　　●：監査委員

【事務局】

広島市道路交通局公共交通政策部

（事務局長兼協議会出納員：公共交通調整担当課長）

資料１－１

第１号議案　交通不便地域の指定申請について

山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会が、令和７年１１月から１年間の予定で実験運行を行っている山倉地区乗合タクシーについて、実験運行中の収支不足額は本市が全額負担するが、令和８年１１月に予定している本格運行移行後は、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下「フィーダー補助」という。）を活用する予定である。

山倉地区乗合タクシーがフィーダー補助を活用するためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表７「補助対象事業の基準」ハ②（２）に規定する交通不便地域として地方運輸局長の指定を受ける必要があることから、交通不便地域の指定申請を行うものである。

なお、指定期間については、既に本格運行を実施しており、交通不便地域として指定を受けている６地区（安佐北区口田地区、安芸区中野・中野東地区、安佐南区大塚西地区、安佐北区可部・亀山地区、東区福田地区及び東区戸坂地区）と同様に、令和９年度までとなる。

（参考）
要綱別表７「補助対象事業の基準」ハ②（２）
ハ　以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。
①（略）
②　以下の（１）又は（２）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。
（１）（略）
（２）　半径１キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

資料１－２

令和８年１０月　日

中国運輸局長 殿

氏名又は名称　広島市地域公共交通活性化協議会
住　　所　広島市中区国泰寺町 1-6-34
代 表 者 氏 名　会長 藤原 章正

地方運輸局長による交通不便地域指定申請書

下記の地域について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表７（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の補助事業の基準ハ②⑵に基づく交通不便地域として、指定を受けたく下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１.交通不便地域指定地区

（１）広島市安佐北区三入七丁目

詳細は別紙１のとおり

２.交通不便地域に位置づける理由

詳細は別紙２のとおり

３．指定を受けようとする期間

令和８年１１月４日から令和９年９月３０日

４．協議会における協議年月日

令和８年１０月　日

５.添付資料

・資料－１　交通不便地域指定申請図
・資料－２　指定地域周辺図及び現況写真
・資料－３　指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

別紙1

当該申請地域における人口及び高齢化率（令和8年３月末時点、住民基本台帳より抽出）

（1）広島市安佐北区三入七丁目

地　区	住　所	65歳未満	65歳以上	人口計	高齢化率
広島市安佐北区三入七丁目	三入七丁目（全域）	446	265	711	37.3%

交通不便地域の人口合計　711

（参考）

地　区	65歳未満	65歳以上	人口計	高齢化率
広島市全域	853,043	312,057	1,165,100	26.8%

交通不便地域に位置付ける理由

別紙2

都道府県名	市町村名	地区名	申請書番号	政令指定都市・中核市	交通不便地域の人数	当初指定年度	交通不便地域に指定する理由	前回認定	備考
広島県	広島市	三入七丁目	(1)	○	711	－	指定する地域は、半径1キロメートル以内にバス停留所は存在するものの、最寄りのバス停留所までの生活道路が急勾配であることから、当該地域の住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況である。	－	新規

交通不便地域の人口合計	711

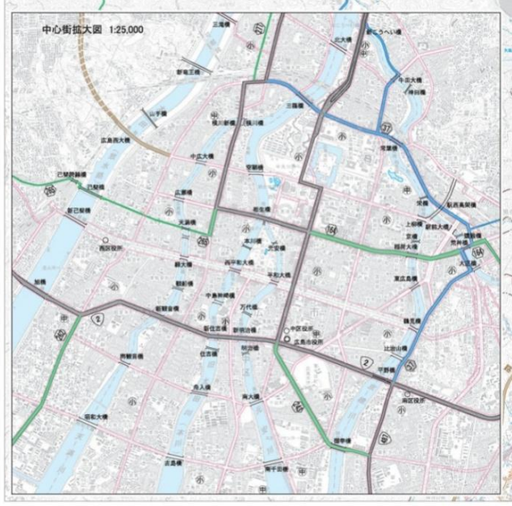
交通不便地域指定申請図

資料１

（1）広島市安佐北区三入七丁目（安佐北区山倉地区）

交通不便地域
指定申請地域





凡例

- 行政区域
- 区界
- 町界
- 都市計画区域
- 人口集中地区(H17)
- 都市計画道路
- 有料道路
- 広島西部丘陵都市計画対象区域
- 市役所
- 区役所
- 県庁
- 小学校
- 中学校

1:50,000

編集印刷　広島市佐伯区五日市町上河内156-2　株式会社　東洋地図社　☎(082) 827-8308

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

交通不便地域指定申請図（安佐北区山倉地区）

資料２

町屋記念碑前バス停
の半径 1km

④勾配：9.6%
（延長：約 160m）

③勾配：13.7%
（延長：約 100m）

②勾配：6.4%
（延長：約 200m）

①勾配：10.7%
（延長：約 160m）

新設区間：3.0km

既設区間：0.7km

町屋

町屋記念碑前

三入（七）

三入（六）

三入（五）

三入（四）

三入（三）

三入（二）

133

136

174

64.2

231.7

凡　例

- 指定申請地域
- 乗合タクシー運行ルート
- 地域間交通ネットワーク※1
- 既設バス停
- バス停から半径 1km の範囲※2
- 縦断勾配が大きい道路
- 現況写真（別紙）の地点

※１：広島電鉄(株)が運行する吉田線等
（広島市と安芸高田市にまたがる路線）

※２：代表的なバス停半径 1km 以内の
範囲について図示している

町屋バス停の半径 1km

現況写真（安佐北区山倉地区）

①縦断勾配：約１０．７％



②縦断勾配：約６．４％



③縦断勾配：約１３．７％



④縦断勾配：約９．６％



指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

資料3

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	運行態様の別	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保
			起点	経由地	終点							
広島市	広島交通㈱	(1) 山倉ふれあいバス	大明神	フジ三入店 町屋記念碑前	ウォンツ三入店	往 4.2km 復 4.2km	92日	368回			路線定期	・地域間幹線バス系統 広島電鉄　上根・吉田線と町屋記念碑前停留所において接続

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

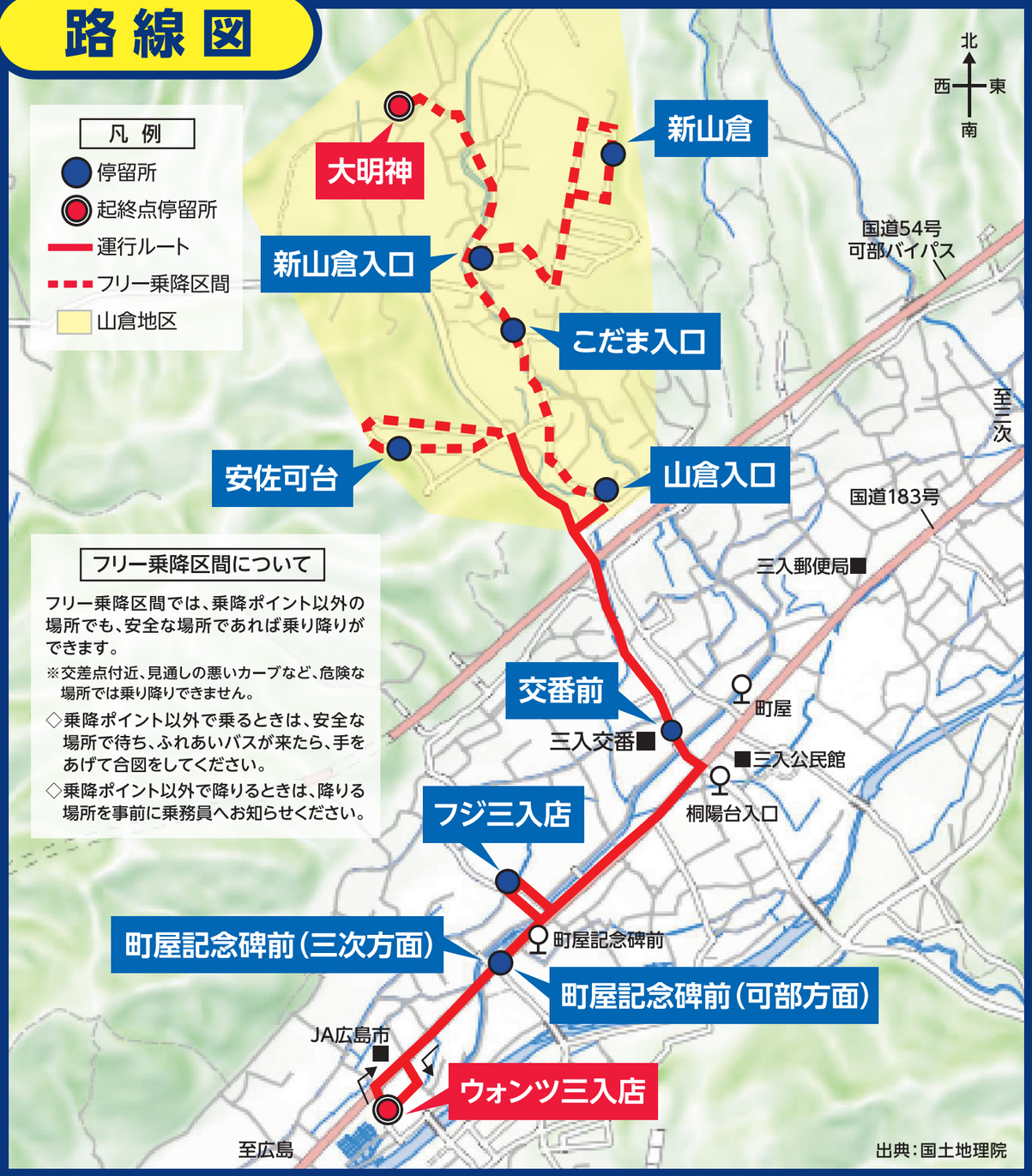
山倉ふれあいバス

運行日：火曜日・金曜日

（祝日運行。ただし、お盆（8/13～8/16）と年末年始（12/31～1/3）は運休）

運賃：大人300円、小児150円　**現金のみ**

路線図



フリー乗降区間について

フリー乗降区間では、乗降ポイント以外の場所でも、安全な場所であれば乗り降りができます。

※交差点付近、見通しの悪いカーブなど、危険な場所では乗り降りできません。

◇乗降ポイント以外で乗るときは、安全な場所で待ち、ふれあいバスが来たら、手をあげて合図をしてください。

◇乗降ポイント以外で降りるときは、降りる場所を事前に乗務員へお知らせください。

時刻表

ウォンツ三入店行▶

停留所	1便	2便	3便	4便
大明神	8:20	9:45	11:15	12:15
新山倉	8:24	9:49	11:19	12:19
新山倉入口	8:26	9:51	11:21	12:21
こだま入口	8:27	9:52	11:22	12:22
山倉入口	8:29	9:54	11:24	12:24
安佐可台	8:31	9:56	11:26	12:26
交番前	8:34	9:59	11:29	12:29
フジ三入店	8:37	10:02	11:32	12:32
町屋記念碑前	8:40	10:05	11:35	12:35
接続路線バス 町屋記念碑前発 （広島交通、広島電鉄、備北交通　乗継可）	8:50 広島交通 北部医療・高陽CA	10:11 広島交通 八丁堀・広島駅	11:41 広島交通 八丁堀・広島駅	12:41 広島交通 八丁堀・広島駅
ウォンツ三入店	8:42	10:07	11:37	12:37

大明神行▶

停留所	1便	2便	3便	4便
ウォンツ三入店	10:40	11:40	13:40	14:40
町屋記念碑前	10:42	11:42	13:42	14:42
フジ三入店	10:45	11:45	13:45	14:45
交番前	10:46	11:46	13:46	14:46
安佐可台	10:50	11:50	13:50	14:50
山倉入口	10:52	11:52	13:52	14:52
こだま入口	10:54	11:54	13:54	14:54
新山倉入口	10:56	11:56	13:56	14:56
新山倉	10:59	11:59	13:59	14:59
大明神	11:05	12:05	14:05	15:05

運行に関するお問合せ：広島交通㈱　大林営業所　(082)818-0121

資料２－１

第２号議案　広島市地域公共交通計画の一部改定について

１　広島市地域公共交通計画（本体）の変更について【資料２－２】

（変更箇所・理由）

補助対象路線の追加（P83）

「８　地域公共交通確保維持事業の補助対象路線等一覧」に、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、令和８年 11 月 ４日から本格運行を開始する安佐北区山倉地区に係る内容を追加する。

２　広島市地域公共交通計画「別紙」の変更（第１回変更）について【資料２－３】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和９年度計画（計画期間：令和８年１０月～令和９年９月））の変更について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る変更申請手続において、当協議会の承認が必要とされているものである。

（変更箇所・理由）

①　１　地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）について　⑴～⑷（P1～3）

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、令和８年 11 月 ４日から本格運行を開始する安佐北区山倉地区に係る内容を追加する。

②　会議の開催状況と主な議論について（P5）

時点修正を行う。

なお、本変更については、先立って開催された本協議会の陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料２－４】参照）。

資料２－２

広島市地域公共交通計画より抜粋

８　地域公共交通確保維持事業の補助対象路線等一覧

交通機関	路線名又は運行地区	運行形態	実施主体	運行会社	地域公共交通確保維持事業
路線バス	今吉田線	路線定期	広島交通㈱	広島交通㈱	●※
	阿戸線	路線定期	朝日交通㈱	朝日交通㈱	●※
	深川線	路線定期	広島バス㈱	広島バス㈱	●
乗合タクシー	安佐北区口田地区	路線定期	やぐちおもいやりタクシー活性化協議会	㈲やぐちタクシー	●
	安芸区中野・中野東地区	路線定期	中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会	㈲中野タクシー	●
	安佐南区大塚西地区	路線定期	大塚・伴南地区生活交通支援協議会	㈱フォーブル	●
	安佐北区可部・亀山地区	路線定期	福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会	㈲カオル交通	●
	東区福田地区	路線定期	福田地区生活交通対策協議会	つばめ交通㈱	●
	東区戸坂地区	区域運行	戸坂連合社会福祉協議会	はと第一交通㈱	●
	安佐北区山倉地区	路線定期	山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会	広島交通㈱	●

追加

※車両減価償却費等補助を活用

資料２－３

赤字：変更箇所

広島市地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和９年度）

当　　初　令和８年６月 26 日
第１回変更　令和８年 10 月　日
広島市地域公共交通活性化協議会

１　地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）について

(1)　地域公共交通確保維持事業の内容及び事業主体に関する詳細

広島市は、人口約 120 万人、面積 906km^2 で、平地部を中心に JR 山陽本線・可部線・芸備線・呉線や広島電鉄㈱宮島線、路面電車、新交通システム（アストラムライン）といった様々な鉄軌道系公共交通機関と約 600 系統の路線バスが運行されている。

広島市では、都市化や高度経済成長による急激な人口増加による宅地需要の高まりに伴って、平地部周辺の丘陵地を中心に戸建て住宅が立ち並ぶ住宅団地が数多く開発されたが、こうした団地などでは必ずしも公共交通が充実していない。また、市制施行後、周辺町村の編入により市域を拡大してきており、市域の端部には山村振興法指定地域などの交通不便地域が存在している。

こうした地域において、高齢化や免許返納等によって移動手段が限られる住民が増加する中、地域内と地域外を結ぶ幹線交通への乗換や、医療機関や商業施設等への移動を目的とした地域内の移動手段の確保が課題となっていることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、地域の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組む必要がある。

【対象路線等一覧】

交通機関	路線名又は運行地区	運行形態	実施主体（構成団体）		運行会社
路線バス	今吉田線	路線定期	広島交通㈱	（　－　）	広島交通㈱
	阿戸線	路線定期	朝日交通㈱	（　－　）	朝日交通㈱
	深川線	路線定期	広島バス㈱	（　－　）	広島バス㈱
乗合タクシー	安佐北区 口田地区	路線定期	やぐちおもいやりタクシー活性化協議会	（地域住民、運行事業者、学識経験者、中国運輸局、広島市）	㈲やぐちタクシー
	安芸区 中野・中野東地区	路線定期	中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈲中野タクシー
	安佐南区 大塚西地区	路線定期	大塚・伴南地区生活交通支援協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈱フォーブル
	安佐北区 可部・亀山地区	路線定期	福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈲カオル交通
	東区福田地区	路線定期	福田地区生活交通対策協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	つばめ交通㈱
	東区戸坂地区	区域運行	戸坂ともいきタクシー運営協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	はと第一交通㈱
	安佐北区 山倉地区	路線定期	山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	広島交通㈱

⑵　地域公共交通確保維持事業の運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

⑶　地域公共交通確保維持事業の運行系統の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定手法

ア　各系統に係る運行１回当たりの平均利用者数の目標

路線名又は運行地区	令和９年度 (R8.10-R9.9)	令和７年度実績 (R6.10-R7.9)	目標設定の考え方
安佐北区 口田地区	4.9 人	4.2 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安芸区 中野・中野東地区	5.4 人	4.9 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐南区 大塚西地区	5.3 人	4.4 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐北区 可部・亀山地区	4.0 人	4.2 人	令和７年度の利用者数に、直近３か年の人口増減率を乗じて算出
東区福田地区	4.5 人	4.0 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
東区戸坂地区	3.2 人	2.8 人	令和８年４月から土曜日の運行を廃止したため、本格運行開始後の令和６年度～令和７年度の平日の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐北区 山倉地区	1.7 人	―	実験運行時（R7.11～R8.9）の利用者数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
今吉田線 (安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区)	10.3 人	9.2 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の沿線の交通不便人口増減率を乗じて算出
阿戸線 (安芸区阿戸町・熊野町)	5.7 人	5.9 人	令和７年度の利用者数に、直近３か年の沿線の交通不便人口等増減率を乗じて算出
深川線	17.7 人	―	令和６年度実証運行時の利用者数を基に算出 ※令和８年３月から運行を開始しており、令和７年度の利用実績が無いため、令和８年度計画の目標値を据え置き

イ　全系統に係る収支率及び広島市の補助額の目標

目標値	令和９年度 (R8.10-R9.9)	令和７年度実績 (R6.10-R7.9)
収支率	13.2%	12.9%
広島市の補助額	55,069 千円	44,511 千円

ウ　事業の効果

当該路線等を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

エ　目標・効果の評価手法・測定手法

利用実績の集計や住民ヒアリングを行う。

⑷　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

安佐北区 口田地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、やぐちおもいやりタクシー活性化協議会が負担。
安芸区 中野・中野東地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、運行予定者及び中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会が負担。
安佐南区 大塚西地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、大塚・伴南地区生活交通支援協議会が負担。
安佐北区 可部・亀山地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会が負担。
東区福田地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福田地区生活交通対策協議会が負担。
東区戸坂地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、戸坂ともいきタクシー運営協議会が負担。
安佐北区山倉地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会が負担。
今吉田線 （安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）	今吉田線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び北広島町が負担。
阿戸線 （安芸区阿戸町・熊野町）	阿戸線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び熊野町が負担。
深川線	深川線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市が負担。

2　地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金）について

⑴　車両の取得に係る目的・必要性

［今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）］

当該路線は大型バスにより運行されていたが、広島電鉄㈱から広島交通㈱への路線の移管に当たり、将来にわたり持続可能なものとするためには、運行経費の削減を図る必要があったことから、路線の需要に合わせて、令和4年9月及び同年10月に小型車両（13人乗り）を新たに3台※導入したものである。

※　このうち1台が、令和7年12月の故障により走行不能となったため、令和8年1月からは2台で運行している。

［阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）］

令和4年10月に広島電鉄㈱から朝日交通㈱へ路線を移管し、同社が当該路線を運行することに伴い、令和6年4月及び同年5月に中型バス（36人乗り）を新たに2台導入したものである。

⑵　車両の取得に係る定量的な目標・効果

［今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）］

○　目標（今吉田線の運行１回当たりの平均利用者数）

令和9年度 (R8.10-R9.9)	令和7年度 (R6.10-R7.9)
10.3人	9.2人

○　効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、車両の小型化により、運行経費が削減され、路線の持続性が高まるとともに、機動性を活かして大型バスでは乗り入れができなかった場所での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保及び収益の改善につながる。

［阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）］

○　目標（阿戸線の運行１回当たりの平均利用者数）

令和9年度 (R8.10-R9.9)	令和7年度 (R6.10-R7.9)
5.7人	5.9人

○　効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、車両の小型化により、機動性を活かしてこれまでの車両では乗り入れができなかった経路での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保及び収益の改善につながる。

⑶　車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

表６を添付

今吉田線の車両の購入費用総額 28,169,483 円※から、国庫補助金を差し引いた額の 1/2 を広島市及び北広島町が運行事業者に対して補助することとしている。

阿戸線の車両の購入費用総額 35,400,000 円から、国庫補助金を差し引いた額を広島市及び熊野町が運行事業者に対して補助することとしている。

※　今吉田線の車両について、令和７年 12 月の故障により走行不能となった１台については、令和８年１月以降は補助対象外となっている。

＜会議の開催状況と主な議論について＞

地域公共交通計画「別紙」について、協議会での審議結果は以下のとおりである。

○　地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和８年度）

策定/変更	協議会名	承認日
策定	令和６年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会議	令和７年３月１８日
	第２４回広島市地域公共交通活性化協議会	令和７年３月２１日
第１回変更	令和７年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会議	令和８年３月１８日
	第２８回広島市地域公共交通活性化協議会議	令和８年３月３１日
第２回変更	令和８年度第１回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年５月２７日
	第２９回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年６月１日

○　地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和９年度）

策定/変更	協議会名	承認日
策定	令和８年度第１回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年５月２７日
	第２９回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年６月１日
第１回変更	令和８年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年１０月１９日
	第３１回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年１０月　日

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

9年度

※乗合タクシーの地域協議会において、利用状況や地域の要望を基に運行ルートや運行日等の変更が生じる可能性がある。
　また、道路工事等に伴う交通規制によって、運行ルートや運行日数に変更が生じる可能性がある。

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
広島市	（有）やぐちタクシー	(1) 系統①	フレスタロ田南店前	コープ高陽前・矢口駅	フレスタロ田南店前	往 8.8km 循環	238日	1190回			路線定期	②(2)	・JR（芸備線）安芸矢口駅と接続	③
		(2) 系統②	フレスタロ田南店前	コープ高陽前・矢口駅	上矢口上	復 10.0km 循環	238日	1190回			路線定期	②(2)	・JR（芸備線）安芸矢口駅と接続	③
	（有）中野タクシー	(3) 上平原線	上平原	JR中野東駅前	安芸市民病院	往 8.9km 復 9.0km	90日	360回			路線定期	②(2)	・JR（山陽本線）中野東駅及び安芸中野駅と接続 ・芸陽バス㈱西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接	③
		(4) 山王押手上線	山王桜台	JR安芸中野駅前	安芸市民病院	往 11.1km 復 11.1km	97日	388回			路線定期	②(2)	・JR（山陽本線）中野東駅・安芸中野駅と接続 ・芸陽バス㈱西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接	③
	（株）フォーブル	(5) 大塚西	下城ハイツ上	大原駅・Aシティ中央	下城ハイツ上	往 13.6km 循環	145日	725回			路線定期	②(2)	・アストラムライン 伴中央駅、大原駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄・備北交通 広島～三次・庄原・東城線　Aシティ中央バス停において接続	③
	（有）カオル交通	(6) 系統1	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 8.1km 循環	144日	144回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
		(7) 系統2	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 12.0km 循環	144日	576回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
	つばめ交通(株)	(8) 系統1	ユアーズ	福田停留所（上）	ユアーズ	往 9.4km 循環	145日	435回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス（路線番号29・深川線）と福田停留所等において接続	③
		(9) 系統2	ユアーズ	福田停留所（上）	セブンイレブン	往 11.5km 循環	145日	435回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス（路線番号29・深川線）と福田停留所等において接続	③
	はと第一交通㈱	(10) 戸坂ともいきタクシー		戸坂地区			243日	1944回			区域運行	②(2)	・JR芸備線 戸坂駅と接続	③
	広島交通(株)	(11) 山倉ふれあいバス	大明神	フジ三入店 町屋記念碑前	ウォンツ三入店	往 4.2km 復 4.2km	92日	368回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄　上根・吉田線と町屋記念碑前停留所において接続	①
広島市・北広島町	広島交通(株)	(12) 今吉田フィーダー（56010）	可部駅前	北部医療センター	今吉田公民館	往28.6km 復28.6km	241日	482回			路線定期	②(1)	・JR可部線 あき亀山駅、可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
		(13) 今吉田フィーダー（56020）	可部駅前	上大毛寺	今吉田公民館	往27.8km 復27.8km	365日	1938回			路線定期	②(1)	・JR可部線 可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
広島市・熊野町	朝日交通(株)	(14) 阿戸線（501）	熊野営業所	熊野町役場・初神・新宮	阿戸学校	往 9.8km 復 9.8km	365日	2541回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号3、21、40、41及び42）と熊野営業所において接続	③
		(15) 阿戸線（502）	阿戸学校	新宮・初神・萩原下	フジ熊野店	往 7.9km 復 7.9km	365日	1585回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号40、41及び42）と熊野消防署前等において接続	③
広島市	広島バス㈱	(16) 深川線（29-27）	小河原車庫	温品4丁目 大須3丁目	小河原車庫	往 21.8km 循環	365日	1095回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号2）と温品4丁目において接続	③
		(17) 深川線（29-28）	小河原車庫	温品4丁目 イオンモール広島府中	小河原車庫	往 23.6km 循環	365日	1460回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号2）と温品4丁目において接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	広島市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	1,039,093
交通不便地域等	68,020

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
27,597	広島市安佐北区口田南三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目の一部、安芸区中野東、中野の一部、安佐南区大塚西二丁目の一部、安佐北区亀山五丁目及び可部六丁目の一部、東区福田三丁目、七丁目、八丁目及び福田町の一部、東区戸坂惣田二丁目ほか22町、安佐北区三入七丁目	局長指定
39,729	別紙の通り	山村振興法
694	南区似島町	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
広島市地域公共交通計画	令和4年3月30日	―
広島市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年10月18日	令和5年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
広島市・北広島町	広島交通㈱	1	(11)(12) 今吉田フィーダー（56010,56020）	小型車両			13	R4.9			一括
		2	(11)(12) 今吉田フィーダー（56010,56020）	小型車両			13	R4.10			一括
広島市・熊野町	朝日交通㈱	3	(13)(14) 阿戸線（501,502）	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.4			割賦
		4	(13)(14) 阿戸線（501,502）	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.5			割賦

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

資料２－４

令和８年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会

陸上交通分科会（書面審議）　審議結果

審議結果

第１号議案　　交通不便地域の指定申請について
　承認する（全員賛成）

第２号議案　　広島市地域公共交通計画「別紙」の変更（第１回変更）について
　承認する（全員賛成）